

平成 19 年 3 月 22 日

共済組合公報

(第 396 号)

共 済 組 合 公 報

第 3 9 6 号

長野市大字中御所字岡田 30 番地 20
長野県市町村職員共済組合
電話 026(228)5600

公告第 8 号

物資供給規則の一部改正について

物資供給規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 19 年 3 月 20 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 19 年 3 月 22 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 林 新 一 郎

物資供給規則の一部を改正する規則

物資供給規則（昭和 50 年制定）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「組合の長期経理」を「預託金管理経理」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。